

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年2月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第61条の2第1項」を「第61条第1項」に改める。

第5号様式1中

「

用 途	消防法施行令別表第1 () 項
構造及び規模	造 地上 階 地下 階
	建築面積 平方メートル
	延べ面積 平方メートル

を

」

「

用 途	消防法施行令別表第1 () 項
-----	------------------

に、

」

「

公開時間又は従業時間	時 分から 時 分まで
全 従 業 者 数	人
他の法令による使用に関する許認可の有無及び内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

」

「

全 従 業 者 数	人
-----------	---

に

」

改め、同様式2を次のように改める。

防火対象物棟別概要

棟の 名称	用 途		消防法施行令別表第1 () 項					
	工事着手年月日		年 月 日					
	使用開始年月日		年 月 日					
建物の構造		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他 ()						
主要構造部		<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 (準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものを含む。) <input type="checkbox"/> その他						
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 平方メートル <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 (増築の場合は、増築した分の床面積を記入してください。)						
延べ面積(各階床面積の合計)		平方メートル						
階名	階	階	階	階	階	階	階	
床面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
※収容人員	人	人	人	人	人	人	人	
危険物, 指定可燃物又は核燃料物質等の品名, 貯蔵量又は取扱量及び倍数								
設置されている消防用設備等		<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 大型消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等() <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報器 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具・非常警報設備 (放送設備) <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> 無線通信補助設備 <input type="checkbox"/> 特定小規模施設用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型消火設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型自動消火設備 <input type="checkbox"/> その他 ()						

注1 2以上の棟がある場合は、棟ごとに作成してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

4 防火対象物の付近見取図, 配置図, 各階平面図及び立面図を添付してください。

5 4の各階平面図には、次に掲げる事項を記載してください。

(1) 各居室等の用途 (事務所, 厨房, 客室, 病室, 更衣室, 倉庫等)

(2) 消防法施行令第8条の区画及び消防用設備等の免除区画

(3) たて穴等の防火区画及び階段の種別 (避難階段, 特別避難階段等)

(4) 内装の仕様 (内装による消防用設備等の設置及び火気設備等の離隔距離の免

除)

- (5) 消防の用に供する設備等の位置（消火器，簡易消火用具，自動火災報知設備の受信機，避難器具，誘導灯，消防隊が使用する送水口及び放水口並びに非常用進入口）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，平成29年3月1日から施行する。ただし，第18条の2の改正規定は，同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は，平成29年3月31日までの間，これを使用することができる。

（消防局 予防部）